

I-PEX

第61期 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2024年3月28日（木曜日）

午前9時30分（受付開始：午前8時30分）

※昨年の定時株主総会と開催時刻が異なりますので
ご注意ください。

■開催場所

京都市下京区東塩小路町570番

THE THOUSAND KYOTO（ザ・サウザンド京都）

1階 大宴会場「花鳥」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

ご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、株主の皆様向けにインターネットによるライブ配信を行います。視聴方法は後記の「株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内」をご覧ください。
本株主総会におきましては、ご来場の株主様へのお土産をご用意していません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネット又は書面(郵送)による議決権行使期限は
2024年3月27日（水曜日）午後5時30分まで

証券コード：6640

I-PEX株式会社

証券コード 6640
2024年3月8日

株 主 各 位

京都市伏見区桃山町根来12番地4
I - P E X 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 土 山 隆 治

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト「株主総会」ページ】
<https://corp.i-pex.com/ja/ir/meeting>



(上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「第61期定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/6640/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前9時30分(受付開始:午前8時30分)
※昨年の定時株主総会と開催時刻が異なりますのでご注意ください。
2. 場 所 京都市下京区東塩小路町570番
THE THOUSAND KYOTO(ザ・サウザンド京都) 1階 大宴会場「花鳥」
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第61期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

◎本定時株主総会ご出席に関する事項

当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎その他本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

◎書面交付請求による交付書面に記載しない事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告 : 会社の体制及び方針

②連結計算書類: 連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記

③計算書類 : 株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記

※前記インターネット上の各ウェブサイトにおける掲載データは、書面交付請求による交付書面に記載しない事項を含めた全ての事項を掲載しております。

◎決議ご通知の送付廃止のお知らせ

本株主総会の決議結果につきましては、書面郵送による決議ご通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイト(<https://corp.i-pex.com/ja/ir/meeting>)にその結果を掲載いたします。

◀企業説明会開催のご案内▶

本株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして企業説明会を開催いたします。企業内容等当社に対するご理解を深めていただく一助になれば幸いに存じますので、お時間の許す株主様には本株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。企業説明会は午前11時より約1時間半程度を予定しております。

なお、ライブ配信につきましても、引き続き後記の「株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内」に記載しております「2. アクセス方法 接続先」のURLかQRコードからご覧いただけます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう願ひ申しあげませ。議決権を行使する方は、以下の3つの方法がございませ。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年3月28日 (木曜日)
午前9時30分 (受付開始：午前8時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次頁以降の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日 (水曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面 (郵送) で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月27日 (水曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXX年XX月XX日

議案日既発のご住所様式表 XX 股
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

←デザイン用QRコード
お印字の XXXX-XXXX-XXXX-XXX
お印字の XXXXXX

見本
○○○○○○○

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

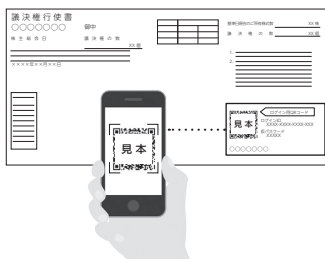
- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

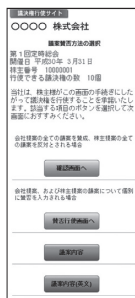
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

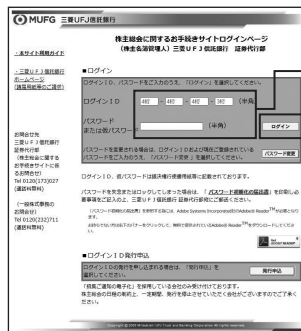
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。
また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けいたします。
※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2024年3月28日（木曜日）午前9時30分より



2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/i-pex-61>

<必要事項> 株主番号、郵便番号

- ① 上記のURLをご入力いただくか、右上のQRコードを読み取り、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」及び「郵便番号」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」及び「郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

※ご不明点に関しましては、以下URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、以下窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えいたしかねます。

【バーチャル株主総会 Sharely お問い合わせ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2024年3月28日（木曜日）午前8時30分から株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインしていただき、動画配信画面下にある「質問」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関するご質問内容を入力し、ご送信ください。

※システムの仕様上、1問につき150文字までの制限がございます。

【事前質問受付期間】

2024年3月8日（金曜日）午前9時から2024年3月22日（金曜日）午後5時30分まで

※ご質問は株主総会の会議の目的事項（報告事項及び決議事項）に関わるご質問に限らせていただきます。
※株主の皆様の関心が高い質問については株主総会当日に回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、ご了承くださいませよう願ひ申し上げます。

注意事項

- ・本ライブ配信は、株主総会の模様をご視聴いただけますが、会社法上、株主総会へのご出席とは認められず、当日の質疑応答及び決議にご参加いただくことができない旨を予めご了承のうえ、ご視聴いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主の皆様におかれましては、インターネット又は書面（郵送）による議決権の事前行使をお願いしたく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本株主総会会場へ直接ご出席ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の状況により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・株主総会当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下URLよりFAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において世界経済は、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料・エネルギー価格の高止まり、欧米先進国を中心としたインフレ率の上昇とそれに伴う金融引き締めによる内需の減少、不動産問題等を抱える中国経済の低迷、中東情勢の緊迫化等により緩やかに減速しました。

わが国でも、原材料価格の上昇や為替相場における円安傾向は継続しているものの、設備投資や個人消費が持ち直しており、景気に緩やかな回復基調が見られました。

そのような状況下において、当連結会計年度の売上高は59,014百万円（前年同期比1.1%減）、営業損失759百万円（前年同期は営業利益978百万円）、経常損失555百万円（前年同期は経常利益2,120百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,269百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益168百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適切に反映させるため、全社費用の配分基準の見直しを行っております。それに伴い、以下の前年同期比較については、変更後の費用配分方法に基づいた数値で比較しております。

[セグメント別状況]

(電気・電子部品事業)

電気・電子部品事業は、主力製品であるコネクタやHDD関連部品が低迷し、前年同期比減収となりました。ノートパソコン向けコネクタは第1四半期を底に回復基調に転じたものの、パソコンの販売台数が前年比で減少する等、市況低迷の影響を受け、伸び悩みました。HDD関連部品は、IT企業がデータセンター向け投資を抑制したことにより、大容量HDD向け関連部品の需要が減少しました。利益につきましては、上記需要の減少と、第4四半期の在庫圧縮による原価率悪化を受け、低迷いたしました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は33,083百万円（前年同期比9.6%減）となり、営業損失は577百万円（前年同期は営業利益2,545百万円）となりました。

(自動車部品事業)

自動車部品事業は、コロナ禍の収束と車載半導体不足の緩和に伴い、自動車メーカーの生産活動が回復したことを受け、伸長しました。エアバックやブレーキ等の安全走行系のセンサが伸長したことに加え、LEDヘッドライト向けコネクタも堅調に推移し、前年同期比増収となりました。利益につきましては、好調な自動車市場を背景に、自動車部品需要が増え、工場稼働率が向上し、利益水準を押し上げる結果となりました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は21,343百万円（前年同期比19.9%増）となり、営業損失は708百万円（前年同期は営業損失2,314百万円）となりました。

(設備事業)

設備事業は、当社が得意とする車載用半導体やパワー半導体向け樹脂封止装置の需要は引き続き高い水準で推移したものの、前期の前半まで過去最高レベルで続いた半導体市場の伸びが後半にかけて鈍化し、その流れが今期まで続いたことから結果として前期比減収となりました。利益につきましては、市況の影響に伴う装置需要の鈍化により前期比減益となりました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は4,587百万円（前年同期比12.3%減）となり、営業利益は527百万円（前年同期比29.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新技術の開発強化及び取引先の要望に対応するため、金型及び機械を中心に4,971百万円を投資しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として5,200百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、依然としてウクライナ情勢、中東情勢を主因とした原材料・エネルギー価格の高止まり、インフレが継続し、正常化には暫く時間を要するものと思われま

わが国経済も、資源・エネルギー価格の高騰、為替の影響等により、先行き不透明な状況で推移するものと思われま

このような状況の下、当社グループにおきましては、資本コストを意識した企業経営に努め、事業の構造改革を推進することで事業ポートフォリオの最適化を実現し、安定した収益を確保できる体制づくりを進めてまいりま

電気・電子部品事業は、ノートパソコン市場の回復が予想されるため、パソコン向けコネクタが伸長するものと思われま

また、収益基盤の強化を目指し、AIサーバーをはじめとするデータセンター等のエンタープライズ市場へ向けて、高周波・高速伝送に適した高機能コネクタの拡販に注力してまいりま

HDD関連部品は、データセンター向け投資が回復することが予想されるため、大容量化が進むHDD部品の需要増に応えるべく、精密加工技術の深耕や生産効率の向上に努めてまいりま

自動車部品事業は、自動車市場の回復が一段と進むことが予想されるため、センサやコネクタ、各種成形品等の車載部品の受注拡大に注力してまいりま

また、自動車部品事業における収益力向上を実現するため、選択と集中、生産拠点の最適化等を進めると同時に、車の電動化・電子化に即した新たなビジネスの獲得に努めてまいりま

設備事業は、堅調な需要が続く車載用半導体やパワー半導体向けの樹脂封止装置や金型の受注拡大に向けて営業活動を強化してまいりま

また、半導体以外の市場を対象として、各種製造装置や金型の受注・販売を推進し、創業から培った当社の精密加工技術を活かした新たな事業展開を図ってまいりま

また、グループ全体の取り組みとして、2022年に策定した「I-PEX Vision 2030」の達成に向けた種々の施策を着実に実行していくことで、企業価値向上を実現させてまいりま

特にMEMS関連ビジネスにおきましては、世界で初めてPZT（MEMSの素材であるジルコン酸チタン酸鉛）の単結晶化に成功したKRYSTAL株式会社等（現I-PEX Piezo Solutions株式会社）を子会社化したことで、材料開発から量産まで一連のプロセスをグループ内で完結できる体制を構築いたしました。この体制により、開発から量産に要する時間を短縮することで、量産化の早期実現に向け邁進しております。今後、I-PEXグループの中長期的な成長に資する事業へと発展していくものと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 2020年12月期	第 59 期 2021年12月期	第 60 期 2022年12月期	第 61 期 2023年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	54,531	66,871	59,643	59,014
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,672	7,704	2,120	△555
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	1,151	5,921	168	△1,269
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	61.50	316.82	9.08	△68.42
総 資 産 (百万円)	81,908	91,690	92,237	91,603
純 資 産 (百万円)	49,515	56,775	58,346	58,387
1株当たり純資産 (円)	2,641.63	3,060.94	3,139.58	3,141.98

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、電気・電子部品事業、自動車部品事業及び設備事業の3事業を行っております。

各事業の主要製品は、次のとおりであります。

事 業 名	主 要 製 品
電気・電子部品事業	コネクタ及び同関連部品 (細線同軸コネクタ、超小型RF同軸コネクタ等) エレクトロニクス機構部品 (ハードディスクドライブ用機構部品等)
自動車部品事業	車載用センサ・コネクタ、自動車関連部品等
設備事業	半導体樹脂封止装置等

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	3,300千\$	100	電子部品等の製造及び販売
爱沛精密模塑（上海）有限公司	64,820千元	100	電子部品等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

当社	営業所	本社（京都市伏見区） 東京R&Dセンター（東京都町田市）※2023年1月1日付 名称変更 横浜オフィス（神奈川県横浜市） I-PEXキャンパス（福岡県小郡市）
	工場	京都工場（京都市伏見区） 小郡工場（福岡県小郡市） 大野城工場（福岡県大野城市） 大刀洗工場（福岡県朝倉郡筑前町） 山梨工場（山梨県山梨市） 沖縄工場（沖縄県うるま市）
子会社	工場	I-PEX島根株式会社 島根工場（島根県松江市） I-PEX Piezo Solutions株式会社 ※2023年1月1日付 商号変更 山口工場（山口県宇部市） I-PEX SINGAPORE PTE LTD イシュン工場（シンガポール） ウッドランド工場（シンガポール） 爱沛精密模塑（上海）有限公司 上海第一・第二・第三工場（中国 上海） 爱沛精密模塑（東莞）有限公司 東莞工場（中国 東莞） IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. ジョホールバル工場（マレーシア ジョホールバル） I-PEX PHILIPPINES INC. ラグナ工場（フィリピン ラグナ） I-PEX (THAILAND) CO., LTD. チョンブリ工場（タイ チョンブリ） PT IPEX INDONESIA INC ビンタン工場（インドネシア リアウ） I-PEX VIET NAM CO., LTD. ホーチミン工場（ベトナム ビンズオン） I-PEX USA MANUFACTURING INC. アラバマ工場（アメリカ アラバマ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
5,007 (598)	286名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,962 (77)	38名減	39.3	14.6

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	6,196
株式会社京都銀行	6,155
株式会社三井住友銀行	2,657
株式会社みずほ銀行	2,257

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,722,800株 |
| (3) 株主数 | 7,193名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
D M C 株 式 会 社	6,821,400	36.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,185,100	11.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	597,700	3.22
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	573,700	3.09
I - P E X 従 業 員 持 株 会	553,980	2.98
小 西 大 樹	300,000	1.61
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	224,366	1.20
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	197,043	1.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	188,000	1.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	155,500	0.83

- (注) 1. 当社は、自己株式を172,194株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式（172,194株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	土 山 隆 治	爱沛精密模塑（上海）有限公司董事長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	緒 方 健 治	技術開発統括部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	原 昭 彦	電子部品事業部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 西 玲 仁	経営企画統括部長
取 締 役 行 務 執 行 役 員	安 岡 厚 志	営業統括部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 口 純 一	株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役（2024年3月22日退任予定） マークラインズ株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	庭 野 修 次	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	若 杉 洋 一	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員弁護士）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び若杉 洋一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、長年にわたる企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役（監査等委員）庭野 修次氏は、他社で培った企業会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、取締役（監査等委員）若杉 洋一氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び若杉 洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、コーポレートガバナンスのより一層の強化を目指し、執行役員の業務執行責任をさらに明確化することにより意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は11名で、上記の執行役員を兼務する取締役の他に6名の執行役員がおります。なお、2024年1月1日付で1名増員し、12名の執行役員がおります。
6. 2023年3月29日開催の第60期定時株主総会において、安岡 厚志氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 2023年4月1日付で、取締役小西 玲仁氏は、常務執行役員に就任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、2024年3月22日をもって株式会社ツバキ・ナカシマの社外

取締役を退任する予定であります。

9. 2024年1月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

- ・原 昭彦氏は、電子部品事業部長から電子部品・設備担当となりました。
- ・小西 玲仁氏は、経営企画統括部長から経営企画・知財法務担当となりました。
- ・安岡 厚志氏は、営業統括部長から営業担当となりました。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本項において同様。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定め、その内容は以下のとおりです。

(ア) 基本方針

当社は、取締役の報酬等を更なる業価値向上を実現する上での経営上の重要課題と位置付けており、短期的な視点だけでなく中長期的な視点から業績の向上と企業価値向上に資する報酬制度とすることを基本方針としております。

そのため取締役の報酬等は、「月額報酬」以外に、単年度業績に対する達成度に連動する「業績連動賞与」及び中期経営計画の業績目標の達成度に連動する「業績連動型株式報酬」を組み合わせて構成しており、これにより有能な人材の確保及び業績向上へのインセンティブを実現することで、更なる企業価値向上に資することを目指しております。

(イ) 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月額報酬は役位別に監督と業務執行の職責に基づいて支給する金額が設定され、毎月決められた日に金銭で支給されます。

(ウ) 業績連動賞与（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動賞与は、当社取締役会においてあらかじめ設定された単年度の当社業績の数値目標（連結売上高と親会社株主に帰属する当期純利益）に対する達成率から対象取締役全員に対する賞与原資額を決定し、その原資額の範囲内で全社的業績指標と各対象取締役の企業価値向上への貢献度から個人の賞与額を決定する制度です。

賞与原資額は、数値目標達成率によって0%～170%の範囲で変動し、支給される場合は、当該事業年度に係る定時株主総会の日から2か月以内に支給されます。

(工) 中期業績連動型株式報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

中期業績連動型株式報酬は、対象中期経営計画期間中の当社業績目標（連結営業利益、連結ROE等）を達成した場合に、当社普通株式（非金銭報酬）の交付と納税資金確保のための金銭を支給する制度で、数値目標達成率によって0%～200%の範囲で変動します。

交付される普通株式数や金銭の額を算出するための業績目標数値や計算方式、指標等は、対象期間開始後3か月以内に行われる取締役会において決定され、それに基づいて対象期間終了後に数値目標の達成率に応じて交付する普通株式数や金銭の額が算出されます。

その結果、中期業績連動型株式報酬が支給される場合は、業績評価対象期間の最終事業年度に係る定時株主総会終了後に取締役会で金銭報酬債権を決定、及び株式交付に係る決議を経た上で、当該株主総会の日から2か月以内に当社株式の交付（現物出資のための金銭報酬債権の交付と当社普通株式の発行又は処分）及び金銭の支給を行います。

(オ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(カ) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し、各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価の決定を委任しております。また、代表取締役が委任を受けた権限を適切に行使されるようにするための措置として、取締役の個人別の報酬等の決定が客観性、透明性をもった手続により行われ、かつ、その内容が当社の定める方針に沿っていることを指名・報酬委員会において確認する体制としております。

(キ) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役が担う監督と業務執行の職責に応じて、役位別に設定することとしており、他社水準や当社の業績目標の達成度等を勘案のうえ、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申をもとに決定します。

なお、報酬制度全体の内容や報酬額の水準は、中期経営計画に連動した期間ごとに見直すこととしており、指名・報酬委員会への諮問、答申を経て、最終的に代表取締役が各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬	業績連動等 報酬		非金銭 報酬等	
			賞 与	業績連動型 株式報酬		
取締役 (監査等委員を除く。) (うち、社外取締役)	150 (-)	150 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち、社外取締役)	21 (21)	21 (21)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち、社外取締役)	172 (21)	172 (21)	- (-)	- (-)	- (-)	8 (3)

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) に対する業績連動報酬等である業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット) の額は、当事業年度における費用計上額です。

2. 上記の報酬等のうち、業績連動型株式報酬は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、業績連動報酬等として表示しております。なお、当事業年度におきましては、該当事項はありません。

3. 業績連動報酬等である業績連動賞与の算定の基礎として選定した主な業績指標は、連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益であります。当該指標を選定した理由は、事業成長の経営成果と配当に係わる株主視点からであり、これにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、「(2)取締役の報酬等 (ウ) 業績連動賞与 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って算定しております。なお、当連結会計年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、連結損益計算書に記載のとおりです。

また、業績連動報酬等である業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット) の算定の基礎として選定した主な業績指標は、連結営業利益及び連結ROE実績の対象期間3年間の平均であります。当該指標を選定した理由は、事業活動成果と資本効率のバランスの観点からであり、これにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、「(2)取締役の報酬等 (ウ) 業績連動賞与 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って算定しております。なお、指標の実績は以下のとおりです。

【業績連動型株式報酬】

業績指標	当期の実績
連結営業利益	△759百万円
連結ROE	△2.18%

(4) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等にかかる株主総会決議

- a 2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、取締役の金銭報酬の額は年額350百万円以内、当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役3名）と定められ、また2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の決議により、業績連動賞与を導入し、月額報酬及び業績連動賞与の合計で上記の年額以内と定められています。なお、2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の終結時点の対象取締役の員数は7名（うち社外取締役0名）であります。
- b 2019年3月27日開催の第56期定時株主総会及び2022年3月29日開催の第59期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しており、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭は、各中期経営計画の対象期間である3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の総額で、当社普通株式150,000株に交付時時価（各対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値））を乗じた額以内とし、また対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は対象期間において75,000株以内（ただし、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整する。）と定められています。なお、2022年3月29日開催の第59期定時株主総会の終結時点の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。

- ② 監査等委員である取締役の報酬等は、2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、年額45百万円以内と定められています。なお、当該株主総会の終結時点の対象取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役土山隆治氏に対し、各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責や職務状況の評価を行うには代表取締役が適切であると判断しているからです。また、代表取締役が委任を受けた権限を適切に行使されるようにするための措置として、取締役の個人別の報酬等の決定が客観性、透明性をもった手続により行われ、かつ、その内容が当社の定める方針に沿っていることを指名・報酬委員会において確認する体制としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a 社外取締役（監査等委員）橋口純一氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役及びマークライズ株式会社の社外監査役であります。株式会社ツバキ・ナカシマ及びマークライズ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- b 社外取締役（監査等委員）若杉洋一氏は、当社が顧問契約を締結している弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士であり、当社は同事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、取引規模は同事務所の年間受取報酬総額の1%未満であり、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に定める年間取引額の2%を超えないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	橋 口 純 一	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会15回全てに出席しております。 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会等で適宜発言を行っております。 当社は、橋口純一氏に対し、グローバル企業で培った豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かすことを期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督等に適切な役割を果たしております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定に関与しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	庭 野 修 次	<p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会15回全てに出席しております。</p> <p>過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、取締役会及び監査等委員会等で適宜発言を行っております。</p> <p>当社は、庭野修次氏に対し、会社役員としての豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かすことを期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督等に適切な役割を果たしております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定に関与しております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	若 杉 洋 一	<p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会15回全てに出席しております。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から法務及びコンプライアンスに関する事項について、取締役会及び監査等委員会等で適宜発言を行っております。</p> <p>当社は、若杉洋一氏に対し、客観的な視点と高度の専門性をもった知見を当社の経営に一層反映できるものと期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督等に適切な役割を果たしております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定に関与しております。</p>

4. 株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社であるI-PEX SINGAPORE PTE LTD及び愛沛精密模塑（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として「I-PEXグループ役職員行動規範」を策定し、役職員への浸透を図る。
- ② 取締役から統括責任者を選任し、取締役その他必要な人員で構成する内部統制・コンプライアンス委員会と委員長直属の事務局を設置する。
- ③ 内部統制・コンプライアンス委員会には、各部門に対する指導権限を与える。
- ④ 各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。
- ⑤ 取締役、内部統制・コンプライアンス委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、取締役会に報告しなければならない。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
- ⑦ 当社グループのコンプライアンス監査を行い、コンプライアンス上の問題の有無を確認する。
- ⑧ 内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は取締役会に報告する。
また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理社内マニュアル」を策定し、各部門に浸透を図る。
- ② リスク管理全体を総務統括部が統括し、当社の業務執行にとってのリスクを認識した上で、その監視及び対応を行う。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を対策本部長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。
- ④ 新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月1回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
 - ② 取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。
 - ③ 取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ会社をグループ会社管理規程に基づき管理を行う。
 - ② 各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。
 - ③ 内部統制・コンプライアンス委員会は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。
 - ④ 内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的を実施する。
 - ⑤ 実務担当者、取締役、内部統制・コンプライアンス委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、取締役会に報告しなければならない。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査等委員会スタッフを置くことができる。
 - ② 監査等委員会の職務の補助を担当する使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

(7) 監査等委員会への報告体制とその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告をしなければならない。
- ② 監査等委員会は、いつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、当該取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。
- ③ 監査等委員会は、経営会議や内部統制・コンプライアンス委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社の「I-PEXグループ役員行動規範（抜粋）」及び「コンプライアンス連絡規程（抜粋）」等を記載したCSRハンドブックを社内イントラネットに掲示のうえ取締役及び使用人に周知し、またCSR勉強会を適宜開催するなどコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部監査室が独立した立場から当社グループのコンプライアンス監査を行い、コンプライアンス上の問題の有無について内部監査報告会で報告しております。

当社ウェブサイトに通報窓口を設け、不正行為等の早期発見に努めております。

② リスク管理

「危機管理社内マニュアル」に基づき、各部署の課長代理以上の責任者からなる危機管理対策要員を通して、具体的な事前の抑止活動及び使用人の教育訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の確認等を行いました。

④ 監査等委員会の監査

監査等委員会を15回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し適宜意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めました。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,281	流 動 負 債	18,881
現金及び預金	15,607	支払手形及び買掛金	2,251
受取手形及び売掛金	12,859	電子記録債務	248
電子記録債権	1,653	短期借入金	9,123
製 品	3,972	リ ー ス 債 務	521
仕 掛 品	4,601	未 払 金	3,077
原材料及び貯蔵品	2,513	未払法人税等	302
そ の 他	2,078	賞 与 引 当 金	862
貸倒引当金	△4	そ の 他	2,495
固 定 資 産	48,321	固 定 負 債	14,333
有 形 固 定 資 産	43,167	長期借入金	8,143
建物及び構築物	14,733	リ ー ス 債 務	1,957
機械装置及び運搬具	17,679	長期未払金	2,517
工具、器具及び備品	1,714	繰延税金負債	1,416
土 地	4,924	退職給付に係る負債	170
建設仮勘定	4,115	そ の 他	128
無 形 固 定 資 産	2,749	負 債 合 計	33,215
の れ ん	1,823	純 資 産 の 部	
そ の 他	925	株 主 資 本	51,473
投資その他の資産	2,404	資 本 金	10,968
投資有価証券	964	資 本 剰 余 金	10,513
繰延税金資産	50	利 益 剰 余 金	30,354
退職給付に係る資産	664	自 己 株 式	△363
そ の 他	768	その他の包括利益累計額	6,812
貸倒引当金	△44	為 替 換 算 調 整 勘 定	6,100
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	712
		非 支 配 株 主 持 分	101
資 産 合 計	91,603	純 資 産 合 計	58,387
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,603

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	59,014
売 上 原 価	41,824
売 上 総 利 益	17,190
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,949
営 業 損 失	759
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	88
為 替 差 益	196
助 成 金 収 入	137
そ の 他	49
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	211
そ の 他	55
経 常 損 失	555
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	506
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	429
減 損 損 失	209
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	688
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	640
法 人 税 等 調 整 額	△55
当 期 純 損 失	1,273
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	1,269

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,968	10,513	32,365	△363	53,484
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△742		△742
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,269		△1,269
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					-
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△2,011	△0	△2,011
当 期 末 残 高	10,968	10,513	30,354	△363	51,473

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,319	437	4,756	104	58,346
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			-		△742
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			-		△1,269
自 己 株 式 の 取 得			-		△0
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,780	275	2,055	△2	2,052
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,780	275	2,055	△2	41
当 期 末 残 高	6,100	712	6,812	101	58,387

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	20社
連結子会社の名称	I-PEX SINGAPORE PTE LTD I-PEX PHILIPPINES INC. 5S PROPERTIES, INC. 爱沛精密模塑（上海）有限公司 I-PEX USA COMPONENTS INC. I-PEX (THAILAND) CO.,LTD. I-PEX USA MANUFACTURING INC. PT IPEX INDONESIA INC I-PEX (SHANGHAI) CO.,LTD. I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD. I-PEX USA LLC DJプレシジョン株式会社 爱沛精密模塑（东莞）有限公司 I-PEX VIET NAM CO.,LTD. I-PEX島根株式会社 I-PEX EUROPE SARL I-PEX KOREA CO.,LTD. IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. アイバックスグローバルオペレーションズ株式会社 I-PEX Piezo Solutions株式会社

子会社はすべて連結されております。

なお、連結子会社であったMicroInnovators Laboratory株式会社は、2023年1月1日付でKRYSTAL株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、KRYSTAL株式会社はI-PEX Piezo Solutions株式会社に商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

記載すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

A. 製品及び仕掛品

(a) 量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(b) 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B. 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

C. 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、海外連結子会社は定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。)なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～10年

工具、器具及び備品 2年～8年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び

過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 電気・電子部品事業

電気・電子部品事業においては、主に超小型RF同軸コネクタ、細線同軸コネクタ、基板対基板コネクタ、HDD関連部品等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。

② 自動車部品事業

自動車部品事業においては、主に自動車向け製品(カスタムコネクタ、成形品)の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

③ 設備事業

設備事業においては、主に半導体製造装置の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(8) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び技術関連資産の評価

① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

科目	当連結会計年度
のれん	1,823百万円
技術関連資産	286百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

KRYSTAL株式会社及びMicroInnovators Laboratory株式会社（現 I-PEX Piezo Solutions株式会社）の取得により、のれん及び技術関連資産をそれぞれ計上しております。

のれん及び技術関連資産はいずれもその効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。

減損の兆候の有無については、事業計画と実績を比較し超過収益力の著しい下落の有無に基づき検討しております。

のれん及び技術関連資産について減損の兆候があると判断した場合は、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と帳簿価額の比較により減損損失の計上の要否の判定をしております。

のれんの金額算定の基礎となる事業計画は、主に同社が取り扱う製品の将来における市場成長性等に基づいた仮定を置いております。

また、技術関連資産の金額算定の基礎となる陳腐化の見積りにつき、時の経過に従い一定割合で陳腐化率が増加する仮定を置いております。

当該金額については、将来の経営環境の変化等により、実績値が計画から大きく乖離した場合、のれん、技術関連資産の減損損失が発生し、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

科目	当連結会計年度
有形固定資産	43,167百万円
無形固定資産（*）	639百万円

（*）「(1) のれん及び技術関連資産の評価 ① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額」を除く。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として事業用資産については、管理会計上の事業区分に基づきグループピングを行っております。減損損失の兆候があると判断した場合は、翌連結会計年度以降における各事業単位の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積り総額と帳簿価額の比較により減損損失の計上の要否を判定

しております。

遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行い、回収可能額を正味売却価額により測定しております。

事業計画は、各事業単位が取り扱う製品の翌連結会計年度以降の受注・販売数量の予測に基づいて策定しており、当該予測は、製品の市場成長性、顧客の製品開発動向等の外部環境の影響を受けるため、不確実性を伴います。

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断していますが、今後の事業計画との乖離や、市況・需要の変化等によって割引前将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少する場合、減損損失が発生し、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

7. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、概ね収束したものととして、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、今後の状況の変化によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 74,565百万円 |
| 2. 電子記録債権割引高 | 969百万円 |
| 3. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。 | |
| 受取手形 | 79百万円 |
| 売掛金 | 12,780百万円 |
| 4. 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。 | |
| 契約負債 | 1,064百万円 |

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定
島根県松江市	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具
山口県宇部市	遊休資産	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当連結会計年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（209百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、以下のとおりであります。

福岡県小郡市等 190百万円（うち、機械装置及び運搬具78百万円、建設仮勘定112百万円）

島根県松江市 13百万円（うち、建物及び構築物0百万円、機械装置及び運搬具13百万円）

山口県宇部市 5百万円（うち、機械装置及び運搬具5百万円、工具、器具及び備品0百万円）

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
普通株式	18,722	-	-	18,722

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	371	20	2022年 12月31日	2023年 3月30日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	371	20	2023年 6月30日	2023年 9月4日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	371	20	2023年 12月31日	2024年 3月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての買掛金及び借入金との平準化に努めております。

投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であります。当社グループでは定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高との平準化に努めております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、長期未払金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表に計上している投資有価証券964百万円は、市場価格のない株式等のため記載しておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金 (*2)	(11,901)	(11,878)	△22
(2) リース債務 (*3)	(2,478)	(2,516)	37
(3) 長期未払金 (*4)	(3,615)	(3,655)	39

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期借入金に含めております。

(*3) リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価は流動負債及び固定負債を合算した金額であります。

(*4) 1年内返済予定の長期未払金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期未払金に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	11,878	－	11,878
リース債務	－	2,516	－	2,516
長期未払金	－	3,655	－	3,655

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金、リース債務及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	電気・電子部品 事業	自動車部品事業	設備事業	
(地域別の売上高)				
中国	20,027	2,175	590	22,793
日本	3,303	14,299	2,207	19,810
その他アジア	7,763	1,654	1,695	11,113
その他	1,989	3,213	94	5,297
(カテゴリー別の売上高)				
コネクタ	27,665	4,890	—	32,555
センサ	457	13,247	—	13,704
成形・組立部品	4,960	3,205	—	8,166
機械装置	—	—	4,587	4,587
(収益認識のタイミング)				
一時点で移転される財又はサービス	33,083	21,343	4,587	59,014
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	33,083	21,343	4,587	59,014
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	33,083	21,343	4,587	59,014

(注) 当連結会計年度より、「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に関して、「カテゴリー別の売上高」の区分を「民生、自動車、産機・他」から「コネクタ、センサ、成形・組立部品、機械装置」へ変更しております。

当社グループの取り扱う製品は多岐にわたる分野で使用されていることから、当社の事業内容をより適切に表すため、これまでの市場を軸とした区分から製品を軸とした区分へ変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（当期首）	12,578
顧客との契約から生じた債権（当期末）	14,513
契約負債（当期首）	462
契約負債（当期末）	1,064

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」に計上しております。契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 3,141.98円 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 68.42円 |

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,191	流動負債	17,864
現金及び預金	5,894	支払手形	52
受取手形	79	電子記録債権	248
電子記録債権	1,653	買掛金	2,552
売掛金	10,422	短期借入金	5,365
製品	2,388	関係会社短期借入金	780
仕掛品	3,769	1年内返済予定の長期借入金	3,758
原材料及び貯蔵品	989	リース債務	181
前払費用	187	未払金	2,707
未収入金	462	未払費用	362
未収消費税等	51	未払法人税等	130
その他	751	前受金	769
貸倒引当金	△458	預り金	366
固定資産	38,328	賞与引当金	452
有形固定資産	23,663	その他	138
建物	8,019	固定負債	11,216
構築物	684	長期借入金	8,143
機械及び装置	9,410	リース債務	428
車両運搬具	5	長期未払金	2,517
工具、器具及び備品	857	退職給付引当金	10
土地	2,231	その他	116
建設仮勘定	2,454	負債合計	29,081
無形固定資産	582	純資産の部	
ソフトウェア	561	株主資本	35,439
その他	20	資本金	10,968
投資その他の資産	14,082	資本剰余金	10,492
投資有価証券	964	資本準備金	10,492
関係会社株式	8,094	利益剰余金	14,341
関係会社出資金	994	利益準備金	22
関係会社長期貸付金	3,450	その他利益剰余金	14,319
破産更生債権等	39	別途積立金	15,195
長期前払費用	26	繰越利益剰余金	△875
その他	1,861	自己株式	△363
貸倒引当金	△1,348	純資産合計	35,439
資産合計	64,520	負債・純資産合計	64,520

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	48,165
売上原価	35,733
売上総利益	12,431
販売費及び一般管理費	15,151
営業損失	2,719
営業外収益	
受取利息	68
受取配当金	1,261
為替差益	306
不動産賃貸料	21
その他	62
営業外費用	
支払利息	171
債権売却損	3
コミットメントファイ	22
その他	9
経常損失	1,206
特別利益	
固定資産売却益	279
特別損失	
投資有価証券評価損	429
減損損失	190
税引前当期純損失	1,546
法人税、住民税及び事業税	75
法人税等調整額	71
当期純損失	1,693

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	10,968	10,492	10,492	22	14,195	2,559	16,776
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立			-		1,000	△1,000	-
剰余金の配当			-			△742	△742
当期純損失			-			△1,693	△1,693
自己株式の取得			-				-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,000	△3,435	△2,435
当 期 末 残 高	10,968	10,492	10,492	22	15,195	△875	14,341

	株主資本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△363	37,874	37,874
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立		-	-
剰余金の配当		△742	△742
当期純損失		△1,693	△1,693
自己株式の取得	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△2,435	△2,435
当 期 末 残 高	△363	35,439	35,439

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

A. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

B. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

A. 量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B. 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 5年～12年

工具、器具及び備品 2年～10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社及び顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 電気・電子部品事業
電気・電子部品事業においては、主に超小型RF同軸コネクタ、細線同軸コネクタ、基板対基板コネクタの製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。
- (2) 自動車部品事業
自動車部品事業においては、主に自動車向け製品（カスタムコネクタ、成形品）の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。
- (3) 設備事業
設備事業においては、主に半導体製造装置の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

7. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

8. 会計上の見積りに関する注記

(1) 市場価格のない株式の評価

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

科 目	当事業年度
関係会社株式	1,259百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該関係会社株式は、前事業年度に取得したKRYSTAL株式会社及びMicroInnovators Laboratory株式会社（現 I-PEX Piezo Solutions株式会社）であり、取得原価と同社の超過収益力を反映した株式の実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画及び損益実績を基礎としております。

将来事業計画の策定においては、主として関係会社が取り扱う製品の将来における市場成長性に一定の仮定をしております。

将来事業計画の策定において用いた仮定は、経営者の最善の見積もりによって決定されますが、将来の不確実な状況変化により、主要な仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の評価

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

科 目	当事業年度
有形固定資産	23,663百万円
無形固定資産	582百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

9. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、概ね収束したものととして、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、今後の状況の変化によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,933百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

保 証 先	保 証 金 額 (百万円)	う ち 外 貨 建
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	34	319千シンガポールドル
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) S D N . B H D .	46	1,516千マレーシアリングgit
I - P E X 島 根 株 式 会 社	36	—
I-PEX Piezo Solutions株式会社	333	—
合 計	451	—

3. 電子記録債権割引高 969百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	2,683百万円
長期金銭債権	1,356百万円
短期金銭債務	1,584百万円

5. 取締役等に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債務	75百万円
------	-------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	12,695百万円
仕入高	15,117百万円
外注加工費	631百万円
販売手数料	1,370百万円
営業取引以外の取引	
受取利息及び配当金	1,320百万円
支払利息	33百万円
不動産賃貸料	13百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械及び装置、建設仮勘定

当社は、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当事業年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（190百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械及び装置78百万円、建設仮勘定112百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株数 (千株)	当事業年度増加株数 (千株)	当事業年度減少株数 (千株)	当事業年度末株数 (千株)
普通株式	172	0	-	172

(注) 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	138百万円
貸倒引当金	548百万円
棚卸資産	59百万円
退職給付引当金	3百万円
役員退職慰労金	23百万円
子会社株式等評価損	276百万円
会員権評価損	△2百万円
繰越欠損金	1,814百万円
減損損失	335百万円
その他	343百万円
繰延税金資産小計	3,540百万円
評価性引当額	△3,540百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	－百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

会社名	関係	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	子会社	(所有) 直接 100.0	支払利息	33	短期借入金	780
			債務保証	34	—	—
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD.	子会社	(所有) 直接 100.0	製品等の販売	556	売掛金	170
					その他の投資	1,305
			受取利息	18	長期貸付金	840
			債務保証	46	—	—
I - P E X 島 根 株 式 会 社	子会社	(所有) 直接 100.0	受取利息	2	長期貸付金	200
			債務保証	36	—	—
I-PEX (SHANGHAI) CO., LTD.	子会社	(所有) 間接 100.0	製品等の販売	5,021	売掛金	1,380
I-PEX Piezo Solutions株式会社	子会社	(所有) 直接 100.0	受取利息	18	長期貸付金	2,409
			債務保証	333	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

製品等の販売及び仕入取引における価格その他の取引条件は市場実勢等を勘案して決定しております。

資金の貸付及び借入取引における金利につきましては、市場金利に個々の情勢を勘案して決定しております。

3. 債務保証は、当社が銀行借入等に対して債務の保証を行ったものであり、保証料の受領はしてありません。

4. IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD.へのその他の投資に対し、1,305百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	1,910.40円
2. 1株当たり当期純損失	91.28円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

I-PEX株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I-PEX株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I-PEX株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

I-PEX株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I-PEX株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、監査等委員会監査等基準等に従い、会社の内部統制に関与する部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

I - P E X 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

監査等委員（社外取締役） 橋 口 純 一 ㊟

監査等委員（社外取締役） 庭 野 修 次 ㊟

監査等委員（社外取締役） 若 杉 洋 一 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、積極的な株主還元を実現するため業績連動を考慮した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び今後の事業展開並びに財政状況等を総合的に勘案した結果、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 371,012,120円

なお、中間配当金20円を加えた当期の年間配当金は1株につき40円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実、強化に備えるため、監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、4名以内から5名以内に変更するものであります。（現行定款第19条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は <u>4</u> 名以内とする。	第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は <u>5</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	当事業年度の 取締役会 出席状況
1	再任 土山隆治 つち やま たか はる	男性	代表取締役 社長執行役員	100% (13回/13回)
2	再任 緒方健治 お がた けん じ	男性	取締役 常務執行役員 技術開発統括部長	100% (13回/13回)
3	再任 原昭彦 はら あき ひこ	男性	取締役 常務執行役員 電子部品・設備担当	100% (13回/13回)
4	再任 小西玲仁 こ にし れい じ	男性	取締役 常務執行役員 経営企画・知財法務担当	100% (13回/13回)
5	再任 安岡厚志 やす おか あつ し	男性	取締役 執行役員 営業担当	100% (13回/13回)

候補者番号

1

つち やま たか はる
土 山 隆 治

(1959年4月29日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年3月	当社入社	2013年3月	当社常務取締役自動車部品事業本部長
1997年3月	当社工機事業部長	2017年1月	当社常務取締役コンポーネツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長
2000年6月	当社取締役工機事業部長	2019年1月	当社常務取締役営業本部長
2002年3月	当社取締役工機事業部長兼第一技術開発部長	2019年6月	当社代表取締役社長営業本部長
2003年7月	当社取締役電装部品事業部長兼第一技術開発部長	2021年1月	当社代表取締役社長
2005年3月	当社取締役電装部品事業部長	2022年1月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
2007年4月	当社取締役コンポーネツ事業本部長		現在に至る
2009年4月	当社取締役自動車部品事業本部長		

【重要な兼職の状況】

爱沛精密模塑（上海）有限公司董事長

【候補者とした理由】

複数の事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2019年6月からは代表取締役社長として、また2022年1月からは代表取締役社長執行役員として、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。



当事業年度の
取締役会出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式の数

46,100株

候補者番号

2

お が た けん じ
緒 方 健 治

(1958年4月2日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年11月	当社入社	2013年3月	当社常務取締役副事業統括兼技術開発本部長
1998年3月	当社生産技術部長	2013年4月	当社常務取締役技術開発本部長兼精密部品事業部・設備事業部担当
2001年6月	当社取締役第一技術開発部長	2015年1月	当社常務取締役技術開発本部長
2002年3月	当社取締役半導体設備事業部長兼第三技術開発部長	2021年1月	当社常務取締役技術開発統括部長
2005年3月	当社取締役半導体設備事業部長	2022年1月	当社取締役常務執行役員技術開発統括部長（現任）
2007年4月	当社取締役設備事業本部長		現在に至る
2010年9月	当社取締役副事業統括兼技術開発本部長		

【候補者とした理由】

事業本部長及び技術開発本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役常務執行役員として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。



当事業年度の
取締役会出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式の数

43,200株

候補者番号

3

はら
原

あき

ひこ

昭彦

(1963年8月22日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1985年 8月	当社入社	2020年 4月	当社常務取締役コネクタ事業本部長
2007年 3月	当社コネクタ事業本部電子部品事業部長	2021年 1月	当社常務取締役電子部品事業部長
2012年 1月	当社アイペックス事業本部電子部品事業部長	2022年 1月	当社取締役常務執行役員電子部品事業部長
2012年 3月	当社取締役アイペックス事業本部電子部品事業部長	2024年 1月	当社取締役常務執行役員電子部品・設備担当（現任）
2017年 1月	当社取締役アイペックス事業副本部長		現在に至る
2019年 1月	当社取締役コネクタ事業本部長		

【候補者とした理由】

電子部品事業部門の責任者として国内外の生産現場を統括し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役常務執行役員として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。



当事業年度の
取締役会出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式の数

9,300株

候補者番号

4

こ
小

にし

れい

じ

玲仁

(1971年9月1日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年 7月	当社入社	2021年 3月	当社取締役経営企画室長
2003年12月	株式会社アイペックス（現当社） 出向	2022年 1月	当社取締役執行役員経営企画統括部長
2014年 1月	当社アイペックス事業本部営業統括部マーケティング部長	2023年 4月	当社取締役常務執行役員経営企画統括部長
2017年 1月	当社マーケティング統括部長	2024年 1月	当社取締役常務執行役員経営企画・知財財務担当（現任）
2018年 1月	当社執行役員マーケティング統括部長		現在に至る
2021年 1月	当社執行役員経営企画室長		

【候補者とした理由】

営業部門並びに経営企画部門の責任者を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2023年4月からは取締役常務執行役員として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。



当事業年度の
取締役会出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式の数

101,900株

候補者番号

5

やす おか あつ し

安岡厚志

(1965年11月27日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2005年 5月	株式会社アイベックス（現当社）入社	2019年 1月	当社執行役員営業本部営業統括部長
2007年 5月	同社営業本部インターナショナルビジネス部長	2021年 1月	当社執行役員営業統括部長
2012年 1月	当社入社 アイベックス事業本部営業本部インターナショナルビジネス部長	2023年 3月	当社取締役執行役員営業統括部長
2013年 4月	当社アイベックス事業本部営業統括部長	2024年 1月	当社取締役執行役員営業担当（現任） 現在に至る
2015年 1月	当社執行役員アイベックス事業本部営業統括部長		

【候補者とした理由】

営業統括部門の責任者として国内外の営業活動を統括し豊富な経験と知見を有しており、2023年3月からは取締役執行役員として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、今後当該保険契約を更新することを予定しております。また、保険料は全額当社が負担することとしております。



当事業年度の
取締役会出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式の数

3,500株

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を2名増員することといたしたく、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位・担当	当事業年度の 取締役会 出席状況	当事業年度の 監査等委員会 出席状況
1	新任 須田 恵美子 す だ え み こ 社外 独立	女性	—	—	—
2	新任 白 梅 英 子 し ら う め え い こ 社外 独立	女性	—	—	—

候補者番号

1

す だ え み こ
須田 恵美子

(1959年12月27日生)

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年 9月	日本ラヂエーター株式会社（現マレリ株式会社）入社	2017年 4月	同社営業本部VP兼、シーケー販売株式会社（現マレリアフターセールス株式会社）代表取締役社長
2000年 4月	カルソニックカンセイ株式会社（現マレリ株式会社）営業本部	2019年10月	マレリ株式会社営業本部VP兼、マレリアフターセールス株式会社代表取締役社長（現任）（2024年3月31日退任予定）
2008年 4月	同社営業本部VP		
2012年 4月	同社営業本部VP兼、シーケー販売株式会社（現マレリアフターセールス株式会社）非常勤取締役		現在に至る

【重要な兼職の状況】

マレリ株式会社営業本部VP
マレリアフターセールス株式会社代表取締役社長
（上記いずれも2024年3月31日退任予定）

【候補者としての理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる自動車部品業界における豊富な経験に基づく高い見識と幅広い知見を踏まえ、業務執行の監督・監査を公正・適切に遂行いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。



当事業年度の
取締役会出席状況

—

当事業年度の
監査等委員会出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

2

し ら う め え い こ
白 梅 英 子

(1967年1月29日生)

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1987年 4月	株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行) 入行	2006年 6月	株式会社ビズ・ナビ&カンパニー 社外監査役
1991年 9月	学校法人麻生塾入職	2012年 4月	同社退任
2000年 1月	ルレーブ設立 代表（現任）		現在に至る

【重要な兼職の状況】

ルレーブ代表

【候補者としての理由及び期待される役割の概要】

過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる人材育成や企業風土改革に関するコンサルティング活動を通じて得た高い見識と幅広い知見を踏まえ、業務執行の監督・監査を公正・適切に遂行いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。



当事業年度の
取締役会出席状況

—

当事業年度の
監査等委員会出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

- (注) 1. 須田恵美子氏は、マレリ株式会社営業本部VP及びマレリアフターセールス株式会社代表取締役社長であり、当社グループと同社グループの間には、製品の販売等の取引関係がありますが、取引規模は、当社グループ及び同社グループの連結売上高のそれぞれ1%未満であり、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に定める連結売上高の2%をいずれも超えないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、須田恵美子氏は、2024年3月31日をもってマレリ株式会社営業本部VP及びマレリアフターセールス株式会社代表取締役社長をいずれも退任予定であります。
2. 白梅英子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 須田恵美子及び白梅英子の両氏は、新任の社外取締役候補者であります。
4. 須田恵美子及び白梅英子の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、今後当該保険契約を更新することを予定しております。また、保険料は全額当社が負担することとしております。
6. 須田恵美子及び白梅英子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

【ご参考】選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

本定時株主総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役5名、社外取締役5名（うち女性2名）で構成される体制となり、独立社外取締役の取締役会に占める割合は2分の1（10名中5名）となります。また、各取締役に特に期待する専門性と経験は以下のとおりであります。

現時点において、当社の経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、当社の事業特性・課題に関する知見・経験を議論し、下表のとおり再度選定し、決定しております。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、取締役会全体として実効性を発揮できる構成となるよう努めてまいります。

【スキル・マトリックス】

氏名	性別	特に期待する専門性・経験						
		企業事業 経営	グローバル 経験	財務会計 ・法務	営業・ マーケティング	製造・ 開発	ガバナンス	人材 開発
土山隆治 再任	男性	●			●	●		
緒方健治 再任	男性	●			●	●		
原昭彦 再任	男性	●				●		
小西玲仁 再任	男性	●	●	●	●			
安岡厚志 再任	男性	●	●		●			
橋口純一 社外 独立	男性	●	●		●		●	
庭野修次 社外 独立	男性	●		●			●	
若杉洋一 社外 独立	男性			●			●	
須田恵美子 新任 社外 独立	女性	●			●		●	●
白梅英子 新任 社外 独立	女性						●	●

(注) 上記の一覧表は、各取締役の有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

【各スキルの定義】

スキル項目	スキルの定義
企業事業経営	企業経営者として、自社の重要な意思決定に関与した経験
グローバル経験	海外での業務経験または海外の事業環境に関する知見
財務会計・法務	企業事業経営における財務会計・法務に関する知識または経験
営業・マーケティング	営業・マーケティング戦略の立案と実行経験
製造・開発	製造業における製造や研究開発に関する知識または経験
ガバナンス	リスク管理や企業倫理に関する知識または経験
人材開発	人材教育・人材育成に関する知識または経験

【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社としての社外取締役の独立性判断基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認の上、独立性を判断しております。

社外取締役の独立性判断基準（概要）

1. 当社を主要な取引先（※ i）とする者又はその業務執行者（仕入れ先関係）
 2. 当社の主要な取引先（※ i）又はその業務執行者（得意先関係）
 3. 当社から役員報酬以外に多額（※ ii）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 4. 最近（就任直前過去3年以内）において、上記1、2又は3に掲げる者に該当していた者
 5. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者
（A）当社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（B）当社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（C）当社の子会社及び兄弟会社の業務執行者
 6. 次の（A）から（F）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（※ iii）
（A）当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
（B）当社の子会社の業務執行者
（C）当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
（D）当社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（E）当社の兄弟会社の業務執行者
（F）最近において前各号に該当していた者
 7. 当社の主要株主（※ iv）（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者）をいう。）
 8. 当社の役員相互就任先の業務執行者
 9. 当社から多額の寄付又は助成を受けている団体（※ v）の業務を執行する者
- ※ i. 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- ※ ii. 多額とは、当社から收受している対価が、個人の場合には年間1千万円、法人の場合には当該法人の連結売上高の2%を超えるときをいう。
- ※ iii. 近親者等とは、本人の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。最近においてとは、過去3年以内とする。
- ※ iv. 主要株主とは、事業年度末において、株式の保有割合が発行済み株式数の10%を超える者をいう。
- ※ v. 多額の寄付又は助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体をいう。

以上

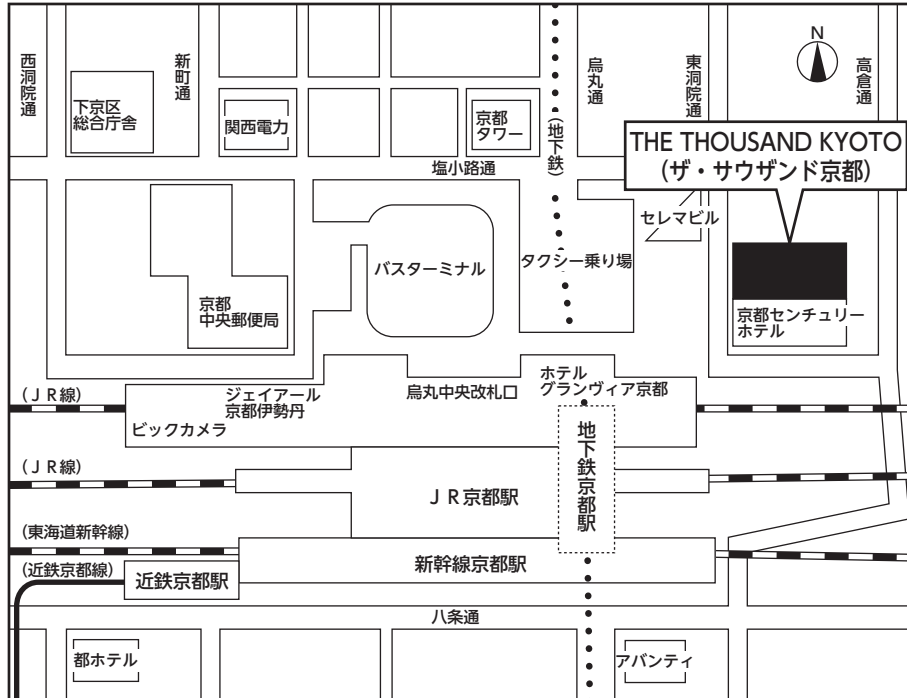
株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区東塩小路町570番

THE THOUSAND KYOTO (ザ・サウザンド京都)

1階 大宴会場「花鳥」

TEL：075-354-1000



- (交通のご案内) ・ J R 京都駅 (烏丸中央改札口) から右手徒歩3分
- ・ 地下 (J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央1改札口) より、「出口5」をご利用ください。
- (お 願 い) ・ 駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。